**法令遵守と管理者の責務について**

１ 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が

定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿っ

た事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満た

さない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限

の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事

業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けら

れますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です。

２ 管理者の責務

(1)事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。サービ

スの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するようにし

てください。

従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資

格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等

を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保

するために必要な状況把握を行ってください。

(2)従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させる

ため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守するのは当然のこ

とですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示

を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接

関与していなくても管理者の監督責任を問われます。

管理者は、常勤で管理業務に専従する ことが原則となっています。

同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められません。

たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも、管理業務に支障ある場合には基準違反になります 。

**指導事例**

**人員基準を意識したシフト表の作成をしていなかった。勤務実績を作成していなかった。**

**各種加算について要件を満たさなくなったにもかかわらず、請求を行っていた。**

**処遇改善加算を対象者（介護員）以外に支給していた。**